平成２５年度中小企業・小規模事業者向け契約目標（公庫等内訳）

（単位：百万円）

公庫等名	官公需総予算額（A）				中小企業・小規模事業者向け契約目標額（B）				B／A（%）			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
独立行政法人空港周辺整備機構	2	73	22	96	1	71	16	89	75.7	98.0	75.0	92.5
独立行政法人住宅金融支援機構	444	142	11,172	11,758	233	71	7,832	8,136	52.4	50.1	70.1	69.2
環境省所管計	2,911	1,410	11,013	15,334	2,287	1,124	4,289	7,699	78.6	79.7	38.9	50.2
独立行政法人国立環境研究所	2,679	1,397	7,611	11,688	2,143	1,118	2,664	5,925	80.0	80.0	35.0	50.7
独立行政法人環境再生保全機構	83	－	445	529	71	－	176	246	84.8	－	39.5	46.6
独立行政法人原子力安全基盤機構	149	12	2,957	3,117	73	6	1,449	1,528	49.0	49.0	49.0	49.0
防衛省所管												
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	417	－	142	559	403	－	87	490	96.6	－	61.2	87.6
公庫等計	1,291,385	835,377	951,190	3,077,952	842,447	383,730	560,912	1,787,088	65.2	45.9	59.0	58.1

官庁報告

國家試験

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第３項において準用する第６条の規定により、第26回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成25年７月５日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　試験期日

(1)　筆記試験　平成26年１月26日（日曜日）

(2)　実技試験　平成26年３月２日（日曜日）

２　試験地

(1)　筆記試験　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

(2)　実技試験　北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

３　試験科目

(1)　筆記試験

領域：人間と社会

人間の尊厳と自立　人間関係とコミュニケーション　社会の理解

領域：介護

介護の基本　コミュニケーション技術　生活支援技術　介護過程

領域：こころとからだのしくみ

発達と老化の理解　認知症の理解

障害の理解　こころとからだのしくみ

総合問題（３領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題）

(2)　実技試験　介護等に関する専門的技能

４　試験の方法

(1)　試験は、筆記及び実技の方法により行う。

なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

ア　身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ　経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく外国人介護福祉士候補者については、通常の問題用紙に加え、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2)　筆記試験の出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は120問、総試験時間数は210分間とする。

(3)　実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。

なお、一人の受験者の試験時間は「５分間以内」とする。

(4)　次に該当する者は、実技試験を免除する。

ア　平成23年４月１日から平成25年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第４項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者

イ　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて３年以上（専攻科において２年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（平成21年度以降入学者に限る。）

ウ　平成25年12月31日までに法に基づく実務者研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者

(5)　出題基準を別途定め、公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。